

排ガス測定のご案内



大気汚染防止法では、工場や事業場から排出したり、飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごとや施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められています。大気汚染物質の排出者等は、この基準を守らなければなりません。

当社は、大気汚染防止法及びJIS規格に基づいた適切な測定を実施しています。ボイラーや焼却炉などの大気汚染防止法の規制対象物質のみならず、規制対象とされていない物質や、測定の対象となっていない施設についても、測定孔があれば概ね対応可能です。

業務概要

○ 排ガス測定

ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物 など

ばい煙量等の測定を記録をせず、
虚偽の記録をし、又は記録を
保存しなかつた場合
30万円以下の罰金

地域・検体数・稼働状況等により料金が変わりますので、お問い合わせ下さい。

(無償にて、簡易御見積させて頂きます。)

・対象となる施設

大気汚染防止法の対象となる煙発生施設（32種類の施設）

対象例：ボイラー（伝熱面積 10m²以上 燃焼能力重油換算 50 l / h 以上）

*伝熱面積10m²未満かつバーナー能力が重油換算で50 l / h以上の小型ボイラーは、当分の間規制値を適用しない

・排出ガスの規制及び測定方法

物質	規制値及び測定回数	測定方法
ばいじん		JIS Z 8808
窒素酸化物	排出量、条例等により基準値が変わりますので、お問い合わせ下さい。	JIS K 0104
硫黄酸化物		JIS K 0103



メールでのお問い合わせ

nichiitec@yf7.so-net.ne.jp



電話でのお問い合わせ

TEL:072-975-6457

ニチイテック株式会社 〒581-0801 大阪府八尾市山城町3-9-27